

# 要 望 書

【平成25年度第1回定例会】

千葉県町村議会議長会

## 町村行財政の充実強化について

### 1 地域情報通信基盤整備推進交付金等事業により整備した光ファイバ等の財産処分制限期間の短縮について

地域情報通信基盤整備推進交付金を活用し、地方自治体が整備した光ファイバケーブル（物品）の財産処分制限期間は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」で政令によることとされており、その制限期間は10年と定められている。

については、制限期間を短縮することで物品処分（民間事業者への譲渡）が早期に行えるようになり、物品に対する維持管理費用及び事務の軽減が図られること、また、譲渡後の光ファイバケーブルの民間事業者での活用が期待できることと思われることから制限期間を規定した「総務省所管補助金等交付規則（平成12年省令第6号）」を見直し、財産処分制限期間を短縮するよう要望する。

## 保健福祉行政の充実強化について

### 1 国民健康保険医療給付費の国・県負担金の拡充について

県民のいのちと健康を守る制度として、今後、大幅な国民健康保険税（料）の値上げは困難であり、被保険者が安心して受けられる医療制度を維持するため、際限なく国民健康保険税（料）を引き上げられることがないように、国・県負担金の拡充を要望する。

## 生活環境行政の充実強化について

### 1 九十九里浜の海岸侵食対策・養浜事業の推進について

近年、九十九里浜一帯では、海岸侵食により汀線が後退し、砂浜の砂は削りとられ無残な浜崖へと変貌し、かつて一面に広がっていた水平線と砂浜の織りなす白砂青松の景観は、急激に失われている。侵食が顕著な箇所では千葉県による対策が講じられてきたが、その策を上回る速度で海岸侵食が進んでいるのが現状である。また、近年懸念されている高潮や津波等の自然災害の防災対策の観点からも、海岸の侵食対策や養浜対策が早急に必要な状態となっている。

については、計画的な海岸侵食対策の事業推進と「南九十九里浜養浜計画」に基づく更なる事業の促進を図ること。また、東日本大震災における津波被害は、沿岸自治体に甚大な被害をもたらしたことから、土塁の構築計画の促進等、津波対策に万全を期することを要望する。

# 町村生活基盤の充実強化について

## 1 道路網の充実について

首都圏中央連絡自動車道は、千葉県のほぼ中央を南北に通過し、成田国際空港から神奈川県、茨城県に通ずる重要な道路であるとともに、想定される首都圏直下型地震等による首都機能麻痺時の災害時輸送動脈として大きな役割を果たすものと期待される。

首都圏中央連絡自動車道の整備により、北総地域や成田国際空港周辺地域では、アクセス機能が向上し、国際物流機能の集積や先端技術産業を中心とした臨空工業団地等の整備計画が進展し、もって地域活性化の原動力となることから、首都圏中央連絡自動車道の早期完成を要望する。

## 2 「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」の期限延長と採択事業の拡充について

成田国際空港は、日本の表玄関として苦難の歴史を経て内陸空港として昭和53年に開港し35年となる。滑走路1本の状況から2本体制となり、オープンスカイの中、諸課題を抱えながらも、年間発着回数30万回に向け環境整備が進められている。この大きな変化のなか、空港周辺地域の特性やポテンシャルを最大限に活用しつつ、公共施設等の整備促進を図るため、関係自治体の財政負担を軽減する国の財政上の特別措置が引き続き必要である。

については、平成25年度末で期限を迎える「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和45年法律第7号）」の更なる期限延長と一層の均衡ある共栄と振興を勘案しつつ、同法に基づく周辺地域整備計画への採択事業の拡充を要望する。

## 3 地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）の早期事業化について

地域高規格道路茂原一宮道路（長生グリーンライン）を首都圏中央連絡自動車道や東京湾横断道路と一体的に整備を行い、広域的な道路交通ネットワークの形成を図ることは、長生地域の発展と災害時における緊急対応道路として必要不可欠である。

当該道路のうち、茂原市・長南町区間は、既に長南町側より着工し、更なる用地取得が図られており、首都圏中央連絡自動車道茂原・木更津間の進捗に合わせ、事業が着実に進展していることから、残る茂原市・一宮町区間約4kmに

についても、早期に「整備区間」としての指定と全線開通に向けて、更なる事業の推進を要望する。

#### 4 新たな難視区域への財政支援について

千葉県中央部から南部にかけては、中山間地が多い地域特性から、地上デジタル放送が受信できない新たな難視区域が多く存在している。

難視対策として行う受信施設の建設については、国の補助金及びNHKの助成などの財政支援が得られるものの、建設後の維持管理については、財政支援が得られないため、事業主体となった市町村の大きな負担となっている。

受信施設の維持管理については、受信者側の責務となるが、負担については、地域格差なく、公平であるべきである。

については、国及び放送事業者の責務において、維持管理が過分負担となる市町村へ地方財政措置を講じるよう要望する。